

令和7年度第5回中央区協議会（南地域分科会）次第

日時：令和7年8月22日（金）午後1時30分から
会場：五島協働センター1階 ホール

1 開会


2 中央区長挨拶

3 議事


報告事項


馬込川水門の工事实施状況について  資料1

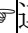
協議事項

中央区協議会（中地域分科会）推薦会の設置等について  資料2

4 その他

（1）令和7年国勢調査の実施について  資料3

（2）令和7年度地域力向上事業（協働センター等を核とした地域課題解決事業）
について  資料4

（3）令和7年度第2回中央区協議会（代表会）質問・意見に対する回答について  連絡1

（4）次回の開催予定

第6回：令和7年 9月16日（火）

第7回：令和7年10月10日（金）

（午後1時30分から五島協働センター1階ホールにて）

5 閉会

第 9 号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	馬込川水門の工事实施状況について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	馬込川河口部の津波被害軽減のため、水門の整備工事を実施中。				
対象の区協議会	中央区協議会（南地域分科会）				
内 容	現在の整備状況について、南地域分科会に報告するもの。				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	静岡県 浜松土木事務所 沿岸整備課	担当者	徳増 智史	電話	053-458-7289

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

浜松市沿岸津波対策

水門本体工の工事が完了！



浜松市沿岸部にお住いの皆さまの安全のため、全国に先駆け「レベル2（想定最大）津波に対する減災」を目標に整備された防潮堤。その中で唯一整備が残る馬込川河口部。河口部を襲う津波からの減災を目的に「馬込川水門」の整備を進めています。

水門本体工(コンクリート工事)が完了！

カーテンウォールのコンクリート打設が完了し、約3年8ヶ月かけて進めてきた水門本体工が令和7年6月に完成しました。引き続き、扉体工事等を進めていきます。



完成目標は令和9年度

令和9年度完成を目標に工事を進めています。概ね順調に進んでいます。

年度	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	
工事内容 (予定)	仮締切設置	①水門本体（基礎・躯体）				③左右岸堤防		撤去
		②扉体（設計・製作・設置）						
					現在		完成予定	

Check! 進捗状況写真は、南行政センター1階と県浜松総合庁舎1階にも展示しています。また、静岡県浜松土木事務所ホームページでもご覧いただけます。



Check!

静岡県と浜松市では、津波対策を進めるための寄附を募集しています。詳しくはホームページをご覧ください。



静岡県

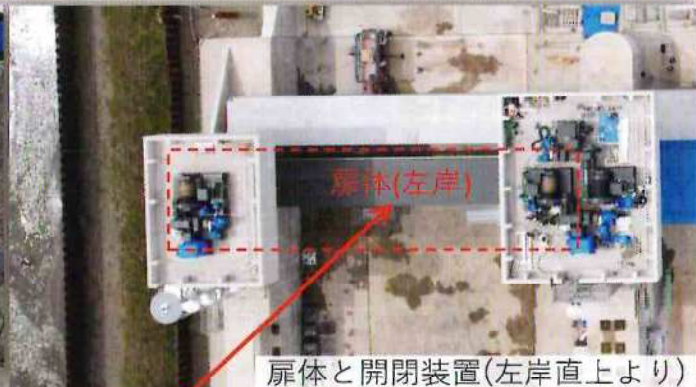


浜松市

「扉体・螺旋階段」などの工事も順調に進捗！



扉体と開閉装置(左岸ゲート)



扉体と開閉装置(左岸直上より)



螺旋階段(左)設置完了



水門上流から下流を望む (令和7年5月28日撮影)



扉体内部の様子



開閉装置(左岸)



扉体(中央)溶接・塗装中

扉体の現場作業工程



扉体分割部材



扉体組立中



扉体溶接中

扉体塗装中



扉体設置完了

工事の進捗などを YouTube で配信中！

馬込川水門Ch



【お問い合わせ】 静岡県 浜松土木事務所 沿岸整備課

TEL : 053-458-7289 E-Mail : hamado-engan@pref.shizuoka.lg.jp

浜松市沿岸の津波対策

馬込川水門



令和7年7月14日 撮影

第 9 号様式

区 協 議 会

区 分	□諮問事項 ■協議事項 □報告事項				
件 名	中央区協議会（南地域分科会）推薦会の設置等について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>現中央区協議会（南地域分科会）委員の任期が令和 8 年 3 月 3 1 日をもって満了するため、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則第 3 条第 3 項の規定に基づき、中央区協議会（南地域分科会）推薦会を設置するもの。</p> <p>※推薦会とは 地域分科会が団体の選定及び推薦を行うにあたり、その案を策定するために設置するもの。 (役割)・公共的団体等の選定案の策定 ・公募委員の推薦案の策定（選考） ・直接指名委員の推薦案の策定 ・公募委員の公募の方法の決定 等</p>				
対象の区協議会	中央区協議会（令和 7 年度第 5 回南地域分科会）				
内 容	推薦会を設置するため「中央区協議会（南地域分科会）推薦会の設置等に関する要綱（案）」について、協議するもの。				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	南行政センター	担当者	原川 知己	電話	425-1120

中央区協議会（南地域分科会）推薦会の設置等に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則（平成18年浜松市規則第77号）第3条第3項の規定に基づき、中央区協議会（南地域分科会）推薦会（以下「推薦会」という。）の設置等について、必要な事項を定める。

（委員）

第2条 推薦会は、中央区協議会（南地域分科会）（以下、「地域分科会」という。）委員5人以内で組織する。

- 2 推薦会委員は、地域分科会の指名に基づき選任する。
- 3 委員の任期は、推薦会設置の日から、令和8年3月31日までとする。
- 4 推薦会委員は条例施行規則第2条第2項の規定による公募に応募することができない。

（会長）

第3条 推薦会に会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長の任期は、委員の任期による。
- 4 会長は、推薦会の事務を掌理し、推薦会を代表する。
- 5 会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときにその職務を代理する者をあらかじめ指名するものとする。

（会議）

第4条 推薦会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合においては、議長は、推薦会委員として議決に加わる権利を有しない。
- 5 会議は公開とする。ただし、議長又は推薦会委員の発議により、出席する推薦会委員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席して行う説明又は助言、資料その他の協力を求めることができる。
- 7 会議の運営に関して、この要綱に定めのない事項は、地域分科会の会議の例によるものとする。

(庶務)

第5条 推薦会の庶務は、南行政センターにおいて処理する。

(細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年 月 日から施行する。

令和7年度 中央区協議会（南地域分科会）委員改選スケジュール（案）

	地域分科会	推薦会
8月	<u>8/22(金)</u> ・ 推薦会要綱の制定	
9月	<u>9/16(火)</u> ・ 推薦会委員の選任	
10月		
11月		<u>上旬：第1回推薦会</u> ・ 委員構成の検討 （団体推薦・直接指名） ・ 公募委員の公募の方法決定
12月		（公募委員の募集）
1月	<u>1/23(金)</u> ・ 推薦案の議決	<u>中旬：第2回推薦会</u> ・ 公募委員の選考 ・ 推薦案の策定 →地域分科会に提出
2月		
3月		
4月	・ 新委員就任	

中央区協議会（南地域分科会）推薦会委員名簿（案）

1 推薦会委員

（五十音順）

氏 名	役職	備 考
		中央区協議会（南地域分科会） 委員
		中央区協議会（南地域分科会） 委員
		中央区協議会（南地域分科会） 委員
		中央区協議会（南地域分科会） 委員
		中央区協議会（南地域分科会） 委員

2 事務局

課名・役職等	氏 名	
区 長	岡安 章宏	
副区長	豊田 周一	
区調整官	鈴木 和彦	
南行政センター	所長	原川 知己
	副所長	佐藤 公俊
	主幹	森田 哲司
	副主幹	山口 典子
		西脇 真奈

<区協議会配付資料>
浜松市文書行政課

令和7年国勢調査の実施について

1 国勢調査とは

- ・日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とする、国の最も重要な統計調査
- ・5年ごとに実施しており、令和7年は22回目（第1回は大正9年（1920年））
- ・結果は、少子高齢化対策や防災計画の策定、将来人口の推計などに利用

2 調査の概要

(1) 調査期日：令和7年10月1日（水）午前0時現在

(2) 調査対象：我が国に常住するすべての人（外国人の方を含む。）

(3) 調査項目：17項目

（氏名、男女の別、出生の年月、配偶の関係、国籍、現在の住居における居住期間、5年前の住居の所在地、就業状態、仕事の種類など）

(4) 調査の流れ

総務省－県－市文書行政課－各区区振興課・行政センター－指導員－調査員－世帯

3 調査方法

(1) 調査書類一式の配布

- ・令和7年9月20日から調査員が各世帯を訪問し、調査書類一式を配布
- ・調査員は、市全体で約3,800人

（主に自治会選出のほか、新たに公募調査員200人程度を配置）

(2) 回答方法

- ①インターネット（スマホ、タブレット、パソコン）※詳細は別添
- ②郵送
- ③調査員に提出（10月1日以降、調査員が回収）

【令和2年国勢調査の浜松市実績】

インターネット	郵送	調査員に提出
51.3%	40.1%	8.6%

♪インターネットでの回答が、かんたん・便利でおススメです♪

4 結果の公表時期

令和8年5月までに人口速報集計を、同年9月までに人口等基本集計を公表予定

市区町村コード 48101
調査区番号 99-1-9
世帯番号 1
【 国勢県センサス市南区 】

総務省統計局 及び センサス市 からのご回答のお願い

かんたん・便利なインターネットでの ご回答をお願いします

We encourage you to submit your response online
我们已请求您在网上进行回答 인터넷으로 답변해 주시기 바랍니다



インターネット回答は 10月8日(水)まで

Online submission will be accepted until Wednesday, October 8



利用者から好評！

令和2年国勢調査では インターネット回答した人の **98%** が
「次回もインターネットで回答したい」と答えています

▼▼ インターネット回答は以下のログイン用QRコードからアクセスしてください ▼▼

あなたの世帯のログインIDとアクセスキー

Login ID and Access Key for Your Online Response

ログインID (Login ID) (半角8ケタ)

エー・ビー・シー・ディー	いち・に・さん・よん
a b c d	1 2 3 4

アクセスキー (Access Key) (半角4ケタ)

ダブルユー・エックス・ワイ・ゼット
w x y z

ログイン用QRコード
(QR Code for Login)



abcd-1234
wxyz

読み取ると自動で
左記ログインID等が入力されます

※ログインIDやログイン用QRコードは、世帯ごとに異なりますので他人と共有しないでください。
※回答後に再ログインする場合は「ログインID」とご自身で設定した「パスワード」を入力してください。

▶▶ 回答のしかたはウラ面へ ▶▶

<インターネット回答のしかた>

1 アクセスする

国勢調査オンラインへアクセス

Access the 2025 Census Online

访问人口普查在线页面

국세조사 온라인 접속

スマホ



オモテ面の
ログイン用QRコードを
読み取ってアクセス

パソコン



<https://www.e-kokusei.go.jp/>
にアクセス

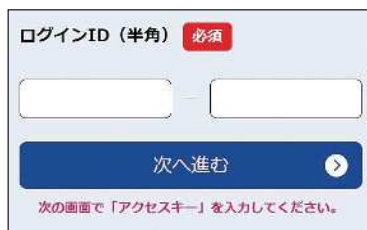
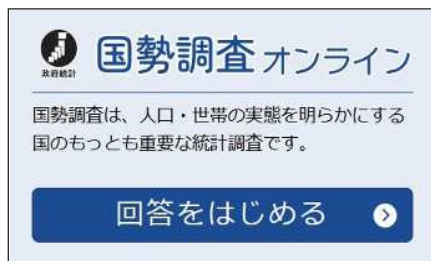
2 ログインする

あなたの世帯のログインIDとアクセスキーでログイン

Log in using your Login ID and Access Key

使用登录ID与访问密钥进行登录

로그인 ID와 접속키로 로그인



※ログイン用QRコードを読み取った場合は、あなたの世帯のログインIDとアクセスキーが自動入力された状態になりますので、そのままログインしてください。

3 回答する

画面の案内にそって回答

Follow the instructions to submit your response

遵照画面的说明进行回答

화면 안내에 따라 답변

令和7年10月1日(水)現在の状況を入力してください

入力完了後「パスワード」設定する画面が表示されます

回答データを保護するため **必ずパスワードを設定してください**

最後に「送信」ボタンを忘れずに押してください

送信



「送信」ボタンを押すと 右図のとおり
「令和7年国勢調査の回答を受け付けました。」
と表示されます

※回答後、10月1日(水)までに世帯員の出生や転居など
回答内容に変更がある場合は、再ログインの上、修正
してください。
再ログインには「ログインID」及びご自身で設定した
「パスワード」が必要です。

令和7年国勢調査の回答を受け付けました。
これでインターネット回答は終了です。
ご回答ありがとうございました。

ログインID

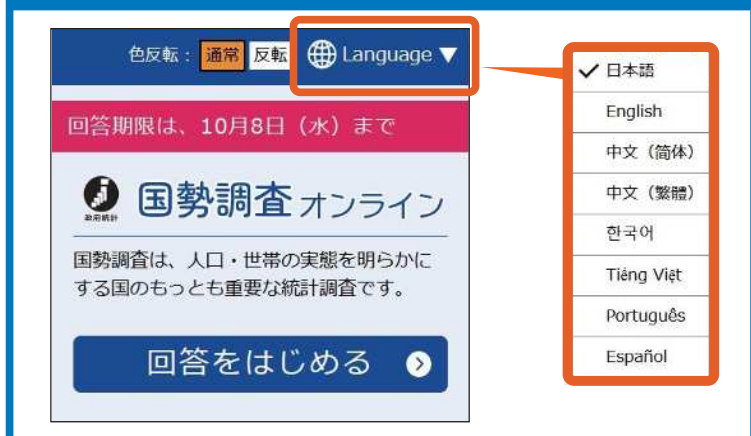
abcd 1234

受付日時

令和7年10月1日 12時00分

日本語以外の場合は言語設定を変更

Change language settings, if necessary



この書類の取扱いについて

- この書類は、配布された世帯でのみご使用ください。また、原則再発行いたしません。
- この書類は、令和7年10月31日(金)まで大切に保管してください。その後、廃棄する際も、破るなどしてログインIDなどがわからない状態にしてください。
- インターネットで回答された場合は、紙の調査票の提出は不要です。紙の調査票には何も記入せずに、他に使われないように、廃棄してください。



3世代スマホデジタルリテラシー講座

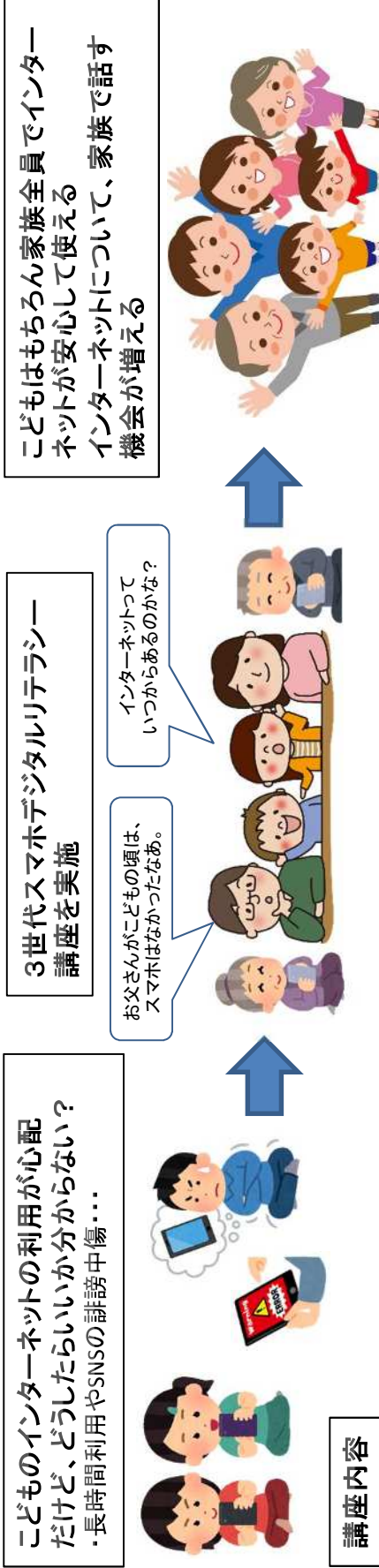
地域力向上事業（協働センターを核とした地域課題解決事業）

令和7年度 事業費 34千円



<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どものスマホ保有率の向上に伴い問題が発生している。 ※参考：小1～3年生所有率18%、小4～6年生の所有率42% 子どものスマホの長時間利用やSNSによる誹謗中傷等 芳川北小学校運営協議会でも学校・家庭の問題と認識し、注意喚起を行なっているが十分な効果がみられない。 スマホに夢中になり、家族のコミュニケーションが減っている。 	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> スマホの適切な使い方ができていないことが多い。 子ども・親・祖父母の世代間においてインターネットについての利用や理解に差がある。 親から子への一方的な利用制限が目立ち、<u>家族間での話し合いが十分にできていない。</u> 家族でインターネットについて、一緒に学べる機会がない。
--	---

3世代スマホデジタルリテラシー講座の効果



講座内容

- 【講座名】「デジタル探偵団 出動！」～親子3世代で学ぶ スマホとネットのひみつ
- 【対象】小学生とその家族(3世代)5組15名程度 ※小学生は3・4年生を想定(スマホを使用をこれから始める子ども)
- 【内容】
 - ・インターネットの歴史やしぐみを知ろう
 - ・利便性や危険性について学ぼう
 - ・家族でスマホの利用の仕方とルールを考えよう
 - ・スマホを操作してみよう
 - ・インターネットで楽しんでもみよう

令和7年度第2回中央区協議会（代表会） 質問・意見に対する回答

●地域分科会からの報告事項等に関する質問・意見

質問（意見）者	栗田 孝代 委員
質問（意見）事項	<p>1 小型ラウンドアバウトの導入について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入にあたってすでに浜松市内で導入3ヶ所からこれから導入するのに役立つ内容のアンケートを実施活用してはどうか。 ・例えば、住民へのPR方法等をはじめとし、導入上での具体的な問題点とその解決対策 <p>2（旧東区）ゾーン30プラスの周知について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・与進小前のゾーン30プラスを利用している時に、タクシーが制限速度を守らず走行するのを見かけた。 ・タクシー会社に再度PRの必要性を感じる。
担当課（回答）	道路企画課
回答	<p>1 小型ラウンドアバウトの導入について</p> <p>これまで実施したラウンドアバウトにおきましては、本市が情報発信したSNS等に対するコメントや導入後の地元関係者等への聞き取り等で、ラウンドアバウトの利用に関する感想等を情報収集しております。</p> <p>本市内において、ラウンドアバウトを設置した箇所が少ないことから、利用にあたって戸惑う声や通行ルール等の周知を望む声も聞いており、今後も引き続き広報活動を通じ、周知を進めてまいります。</p> <p>今後、新規に導入する箇所につきましては、事前に地元自治会を通じて説明会や回覧にて交差点形状の変更や通行ルール等をお伝えするとともに、先例での知見等を紹介しながら、促進普及に繋がる取り組みに努めてまいります。</p> <p>2（旧東区）ゾーン30プラスの周知について</p> <p>速度超過に対しましては、警察による取り締まりのほかに、一人一人が交通安全意識を高め、交通ルール・マナーを守り安全な行動を心掛けていただけるよう、本市や交通安全協会等関係団体が連携し、交通安全教育、交通安全広報・啓発活動に取り組んでいるところであります。</p> <p>ご指摘いただいたタクシーの速度超過に関しましては、大変重要なお意見として承りました。交通事故をなくすためには、ゾーン30プラスの効果に限らずルールを遵守していただくことが重要です。</p> <p>このため、本市としましては、地元タクシー協会を通じて、各タクシー事業者に対し、ゾーン30プラスの趣旨や実施状況を周知してまいります。</p> <p>また、市民の皆様への広報活動としまして、本市のXやInstagram等のSNSを活用し、ゾーン30プラスの意義や遵守の重要性について、より一層の情報発信を行ってまいります。</p> <p>これらの取り組みを通じて、ゾーン30プラスの効果的な運用と交通安全の向上を図ってまいります。</p>